

令和6年6月議会 八尾春雄一般質問

次に、2番、八尾春雄議員の発言を許します。

2番、八尾春雄議員！

○2番（八尾春雄君） 2番、八尾春雄でございます。今回は、4問準備をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

1番目、**町議選に関する選管業務について。**

激しく戦われた町議選を終え、気のついたことや憂慮していることを明らかにするので、今後の改善に生かしてほしい。

①前回に続き、今回も投票率が50%に達していない。なぜか。投票に困難を抱える方へのサポートが求められる。また、関心がない層への働きかけはどうであったか。

②開票立会事務で100枚の投票用紙の中に他候補の票が1枚混入していたとのことである。複数の点検を経て間違いのないように取り組んだのではなかったのか。

③公設会場で個人演説会を開催するに当たり、念のため確保した公園駐車場の使用料を500円負担をいたしました。適切な手続ですか。

④選挙終了後に、結果の報告と掲げた政策の実現目指して奮闘する決意を述べたところ、お礼は禁止されているとストップがかかったと聞く。適切な対応か。

大きな2番目でございます。

学校給食費の無償化について。

引き続き国や県に要望していくとの町長答弁があった（令和6年3月議会）。取組の現状について明らかにしてほしい。

①国や県とどのような交渉・要望等を行ったのか。

②コロナ対策ややりくりのできる補助金を活用して無償化実行の意思はないか。

③国や県の援助を受けられるまで、町の基金を取り崩して無償化はできないか。

大きな3番目でございます。**個人情報保護について。**

現在、町においては18歳と22歳の若者名簿を自衛隊に提供しているが、本人や保護者の了解を得ておらず、個人情報保護やプライバシー権の観点から問題がある。提供に当たっては少なくとも本人や保護者の了解を得る必要がある。

提供しているデータは、氏名・生年月日・男女の別・住所（いわゆる個人4情報）か。過去5年間に何名分の情報を提供したのか。

②町が提供の根拠としている自衛隊法と同施行令には個人情報保護の規定があるのか。

③18歳の名簿は提出時には17歳であり未成年者への配慮義務がある。どのように実践したのか。

大きな4番目でございます。**中央公民館建て替えについて。**

5月31日議員懇談会で「広陵中央公民館再整備基本方針について」が報告された。

①報告にもあるように、「広陵中央公民館の早期建て替えに関する要望書」が1万筆、議会が「広

陵中央公民館の早期の建て替えを求める請願書」が全会一致採択されている。議会では、コンパクトだが住民に使いやすい複合型の施設はどうかと議論してきた経緯もある。さらに議会答弁で町長は「おおむね5年をめどに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建て替えを目指す」（令和元年9月議会）とか「公民館建て替えは私の在任中にめどをつける」「めどとは公民館建て替え基本方針の策定と財源について議会の承認を得ること」（令和3年7月議会）などの発言をしている。今回の提示された報告は、こうした経緯を踏まえていない。

②さらに「広陵町の公民館の建替及び文化芸術の振興のあり方に係る答申」では、「求められる公民館像 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点」が示される。1) 誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての公民館、2) まちづくりや地域コミュニティの活性化に役立つ公民館、3) 学習や活動の成果が地域社会に還元され社会包摂に寄与する公民館、4) 文化権及び学習権を相互に保障し合うための連携拠点並びに参画・協働の場としての公民館がまとめられた。今回の報告では、この指摘も踏まえられていない。

③報告は、教育委員会所管の社会教育施設の目的や役割が軽視されている。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（谷 禎一君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾春雄議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1 番目は、選挙管理委員会の委員長さんから報告をいただきます。

2 番目は、教育長でございます。

学校給食費の無償化の中の国や県の援助を受けられるまで町の基金を取り崩して無償化はできないかということについてお答えを申し上げます。

議員から基金を取り崩した給食費無償化の御提案をいただいておりますが、給食費の無償化を目的とした取崩しを検討できます基金は、財政調整基金のみとなりますところ、当該基金も、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金として、財源に余裕のある年度に積立てを行い、大規模災害の発生や、大幅な税収減など突発的な事態への対応を迫られる年度に備えるものでございますので、継続的な施策の財源全てを当該基金で賄う計画とすることは、性質上、妥当ではないと考えております。

また、町の財政調整基金残高は、令和6年4月1日現在、約21億円で、仮に給食費の無償化に係る財源を財政調整基金で賄うことといたしますと、今後、突発的な事態への対応を行う必要が生じなかった場合でありましても、単純計算で約14年で底をついてしまうこととなります。

したがいまして、国や県の給食費に係る補助についての方針が明確に示され、時限的な措置として、町の負担で無償化を行う期間を設定できる状況であれば、財政調整基金の取崩しも、一つの方策として検討可能であると思われませんが、国や県の補助についての方針が定まっていない現状では、この多額の費用を毎年財政調整基金の取崩しで、補填するという方針を立てることは現実的ではないと考えております。

3 番目の個人情報保護についての御質問でございます。

一つ目の自衛隊に提供しているデータについての御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本町からは、氏名、生年月日、男女の別及び住所の4項目を提供して

おります。また、過去5年間に提供いたしました数は、計3,537名分でございます。各年度ごとの内訳を申し上げますと、令和元年度は22歳が264名で、18歳が348名、令和2年度は22歳が379名で、18歳が384名、令和3年度は22歳が279名で、18歳が394名、令和4年度は22歳が393名で、18歳が353名、令和5年度は22歳が353名で、18歳が390名でございます。

二つ目の町が提供の根拠としている自衛隊法と同施行令には、個人情報保護の規定があるのかとの御質問にお答えいたします。

自衛隊法及び同施行令には、個人情報保護に関する条文はございません。個人情報の提供につきましては、個人情報の保護に関する法律第69条第1項におきまして、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しておりますが、本件につきましては、自衛隊法施行令第120条に基づき提供するものであり、提供に当たって、本人の同意は必要とされていないところでございます。

三つ目の未成年者への配慮義務についての御質問にお答えいたします。

未成年者に対しましては、労働基準法をはじめ、その他の法令に様々な保護規定が設けられております。本件につきましては、法令に基づく配慮義務の規定はございませんが、情報提供を希望されない方への配慮といたしまして、御本人または保護者様等から除外申請の手続をしていただくことにより、自衛隊へ提供する名簿から除外することを周知してまいります。

4番目の**中央公民館建て替え**についての御質問でございます。

二つ目の質問は、教育長がお答えいたします。

一つ目の今回示された基本方針案には、令和元年9月議会や令和3年7月議会で発言された内容が踏まえられていないとの御質問にお答えいたします。

今回お示しいたしました中央公民館再整備基本方針案につきましては、令和4年に広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会から提出された広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方に関する答申をベースに検討させていただきました。また、私が従前議会で答弁させていただきましてとおり、複合化を見据えた建て替えを第1目標としつつ、単独での施設整備や大規模改修の可能性も視野に、生涯学習や文化芸術の推進、将来的な財政負担軽減という諸問題を同時に実現できる方法を模索し、町民の皆様から御意見をお伺いし、まとめさせていただきました。

まず、令和4年度におきましては、広陵中央公民館再整備基礎調査として、中央公民館の利用状況や収支状況及び客観的指標による整備コストを算出し、併せて公共施設の安全性、財政的負担の持続性(ライフサイクルコスト)、現在の中央公民館が果たしている機能を確保する方法を優先検討事項として掲げ、現地建て替え、または大規模改修である更新と、複合化による施設整備である機能移転の二つの手法を整備パターンとして設定させていただきました。

令和5年度におきましては、更新と機能移転の二つの手法をベースとして現地建て替え、大規模改修、はしお元気村及びグリーンパレス等を活用する集約再編の三つの案を基本方針案として設定し、それぞれの案における初期費用と1年当たりのライフサイクルコストを算出し、住民アンケートと住民ワークショップを行い、町民の皆様から御意見をお伺いしました。

その結果、住民アンケートでは、半数以上の方が集約再編案がよいとの回答がありました。住民ワークショップでも集約再編案に賛成するとの御意見を多数いただいたことから、町民の皆様からの支持が多かった集約再編案を基本方針案とすべく、具体的な整備手法を検討するため、民間事業

者への聞き取りを実施させていただきました。

集約再編では、はしお元気村の大規模改修とグリーンパレスを除却し、その跡地に新複合施設を設置するというものですが、どちらの施設につきましても、民間事業者の創意工夫による施設整備の提案が可能であるとの御意見をいただき、公民連携による整備が検討できる可能性が高いことが判明いたしました。

このことから、基本方針案では、公民連携手法による施設整備を前提として進めてまいりたいと考えております。公民連携手法を採用することによって、一時的な建設コストを抑えられることと、民間の収益施設の導入も期待できることから、トータルでの建設コスト抑制にも寄与するものと考えております。

また議会でも、公民館再整備につきましても、種々御議論いただいておりますが、議員御質問のコンパクトだが、住民に使いやすい複合型の施設にも合致する結果となっているのではないかと考えております。

三つ目の基本方針案は、教育委員会所管の社会教育施設の目的や役割が軽視されているのではないかと御質問にお答えさせていただきます。

今回お示しさせていただきました基本方針案につきましては、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会でまとめていただいた広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建て替えに関する検討結果に掲げられた求められる公民館像を基本とし、第一ステップでは、はしお元気村を大規模改修し、中央公民館の現利用者が安心、快適に御利用いただけるよう整備してまいりたいと考えております。

大規模改修に当たりましては、現利用者からヒアリング等を行い、公民館として不便なく利用できるよう、改修させていただく予定でございます。

また第二ステップでは、グリーンパレス除却後の跡地に、庁舎機能を兼ね備えた多世代が集える新複合施設の整備を予定しております。

最後に、議会におかれましても、これまでの経緯を踏まえまして、誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点となるよう、開かれた公民館実現のため、慎重に御議論いただきますようお願いを申し上げます。

後半については、教育長がお答え申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（谷 禎一君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

学校給食費の無償化に関する御質問の一つ目、国や県とどのような交渉、要望を行ったのかとの御質問にお答えいたします。

学校給食は望ましい食事の在り方や食育による人間形成、環境保全に寄与する態度を養うことなどを目的として、行われる教育活動でございます。これにかかる教育費用負担が居住する自治体の財政力によって著しい格差が生じることは、公教育の機会均等の観点から適切でなく、国に対して、小中学校給食費の恒久的な無償化を速やかに実現されるよう要望しております。

また、奈良県に対しましては、学校給食、こども園給食の物価高騰対策に係る財政的支援措置の創設等を要望しております。これは近年の物価高騰により、県内のほとんどの自治体において学校給食費が大きな負担となっていることから、都道府県や市町村が独自に行う保護者負担の軽減支援

に対し、補助金等の助成事業を創設するよう国に要望し、また、県内市町村や保護者の負担軽減を図るために、新たな財政支援策に県として取り組むよう要望したものでございます。

本町では、現在、小学校給食費の値上げ分補助や多子世帯給食費補助を実施しておりますが、これらの事業を継続して実施するためにも、国や県からの補助が不可欠と考えますので、今後も実現に向けて強く要望してまいります。

二つ目のコロナ対策等の補助金を活用して、無償化実行の意思はないのかとの御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度には、小中学校学校給食費の無償化、令和4年度の2・3学期には、小学校給食に対しての補助事業を実施しましたが、補助金の額、また対象となる経費や、実施年度が限定されており、これらの補助金等を活用しての継続的な無償化実施には難しいと考えております。

先ほど申しましたように、給食費の無償化には、国の制度設計と予算の確保が必要であると考えますので、今後も継続して要望してまいります。

次に、中央公民館建て替えについての御質問にお答えします。

教育委員会には、中央公民館建替についての質問の二つ目、今回の報告では、広陵町の公民館の建替及び文化芸術の振興のあり方に係る答申にある求められる公民館像 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点についての指摘が踏まえられていないのではとの御質問にお答えいたします。

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方に関する答申を踏まえ、令和4年6月に策定された広陵町の文化芸術の進むべき方向性を定めた広陵町の文化芸術推進基本計画には、求められる公民館像は、誰もが参加できる生涯学習と文化芸術の拠点としての館づくりとしてうたわれています。

そして、中央公民館は自分らしく生きるために学ぶ場として発展してきたが、社会とのつながりが弱い側面がある。しかし、公共を担う市民を育成するためのものであり、自発的に学ぶという営みを社会の在り方を考え、豊かな生活文化をつくることにつなぐ視点が必要である。また、学びの成果を社会化し、社会的課題を視野に入れた生涯学習が求められていると記されています。

今回5月31日の議員懇談会にお示ししました広陵町中央公民館再整備基本方針についてにおきまして、1案、現地建て替え、2案、大規模改修、3案、集約再編の三つの再整備基本方針案をお示ししました。いずれの案も求められる公民館像の視点を見据えて検討されていることは言うまでもないと考えております。

また、新複合施設イメージパース図には、利用者に重点を置き、様々な年齢層、性別、個人、国籍の人が様々な目的で集まって活発に活動している状況を表現されております。

さらに、人々のつながりや生涯学習について表現されていることや、再整備における基本方針の原則にも、誰もが利用できるという項目においても求められる公民館像の要素が盛り込まれていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 禎一君） 竹井選挙管理委員会委員長！

○選挙管理委員会委員長（竹井宗男君） 八尾議員さんからの一つ目の御質問にお答えいたします。

本年4月7日執行の広陵町議会議員選挙における投票率は46.55%であり、前回と比較しま

すと2.05%向上いたしました。投票率はいまだに低い状況でございます。また、町の選挙に限らず、国政選挙をはじめ、他の地方選挙におきましても投票率は低下傾向にあり、有権者が投票しやすい環境を整備することは、重要な課題でございます。有権者が投票しやすい環境整備といたしましては、有権者が仕事や旅行などの滞在地で投票を行うことができる滞在地投票制度、県選挙管理委員会の指定する施設や病院内で、入居者等が行うことができる施設投票制度、身体に重い障害がある方や寝たきりで介護を必要とされている方など投票所に行くことが困難な方が郵便で行うことができる郵便投票制度、そして投票日当日、仕事や家事都合などの理由により、投票に行くことができない方のための期日前投票制度がございます。これらの制度の活用につきましては、町のホームページや広報紙などで、より一層の周知を図ってまいります。

投票に困難を抱える方へのサポートといたしましては、昨年4月9日執行の奈良県知事選挙、奈良県議会議員選挙から選挙支援カードを用意し、支援が必要な有権者にとって、投票しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。また、国におきましても、電子投票の実現に向けて検討が行われておりますことから、本町におきましても、その動向を注視してまいります。

無関心層への働きかけといたしまして、特に若年層に向けた選挙啓発が有用であると考えられますことから、町のホームページや広報紙だけでなく、町のLINEやアカウントでの投票の呼びかけに加え、20歳になられた方に対しまして、広陵町二十歳の集いの出席者全員に、選挙啓発冊子を配布させていただいているところでございます。

二つ目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、開票事務におきまして、複数の点検を経て、間違いがないように取り組んでおりますが、100枚の投票用紙の中に、他の候補の票が混入いたしました。このことに関しましては、深くおわび申し上げますとともに、開票事務従事者に対しまして、開票事務の重要性を再認識するよう、さらなる指導を行ってまいります。

混入の具体的な原因につきましては、解明できておりませんが、分類機によって分類された候補者ごとの投票用紙を点検台に並べて目視で確認を行った際に、何らかの理由で他候補の票が混入したのではないかと推測されます。今後は、点検作業時の間隔を十分保つとともに、氏名が類似する候補者については、別々の点検台で点検を行うなど対策を講じ、このようなことがないよう指導してまいります。

三つ目の御質問にお答えいたします。

今回の広陵町議会議員選挙におきまして、議員が公営施設である真美ヶ丘体育館を個人演説会場として使用された際に、念のため確保された公園駐車場の使用料の徴収の妥当性についてでございます。公職選挙法第164条の規定により、個人演説会の会場で、同法第161条に規定する公営施設を使用する場合は、候補者1人について、同一施設ごとに1回に限り無料で使用できるとされております。しかしながら、今回、議員が確保された横峯公園駐車場は、同条で指定された施設でないことから、公園管理者による適正な公園使用料徴収であると考えております。

四つ目の質問について、期日後の挨拶行為の制限につきましては、公職選挙法第178条において、何人も選挙の期日後において、当選または落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、次に掲げる行為をすることができない旨規定されております。制限される行為として選挙人に対して、戸別訪問をすること、当選祝賀会、その他の集会を開催すること、自動車を連ね、また隊を組んで

往来する等によって氣勢を張る行為をすること、当選に関する答礼のための当選人の氏名または政党、その他の政治団体の名称を言い歩くことなどが挙げられております。期日後における挨拶行為は、その性質からいえば選挙運動とは言えないものもございますが、あえてこれらの行為が禁止されているのは、選挙に関連して行われるものである限り、選挙の期日後であっても、そのために多くの費用を要したり、事後買収等の弊害も少なくないと考えられるためでございます。

このたびの広陵町議会議員選挙におきまして、当選された候補者が選挙期日後に自己の氏名を歩いている旨、選挙管理委員会に通報があり、先に述べました公職選挙法の規定及び趣旨をお伝えし、禁止されている行為については控えていただくよう、当該候補者に申し伝えたものでございます。

以上でございます。

○議長（谷 禎一君） それでは、2回目の質問に移っていただきます。

八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 第1回目の答弁を15分程度にお願いしたいと言いましたら25分かかりましたので、質問の在り方についてちょっと変えざるを得ないというふうに思っております。

第1番目、町議選に関する選管業務について。

先日、真美ヶ丘第二小学校の3年生が庁舎を訪問されて、社会見学で来られました。職員が14名の議員さんが選挙で選ばれましたということを紹介をしておられました。私、大変はずかしい思いをしました。50%にもなっていない投票率で、14名当選したからといって、そんな顔してたらむしろまずいのではないかと。これは、選挙公報ですね、皆さんも出された選挙公報です。候補者が出すのに選挙運動ビラというのがありますね。証紙を貼って1,600枚、それから選挙はがきは800枚。ところが広陵町には何軒あるかといったら、1万2,000軒くらいあるんですよ。私の思いを聞いてくださいと、伝えたいというにはかなりの困難があるんですね。ということは、選挙管理委員会としてはどういうふうに認識しておられますか。

○議長（谷 禎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

私、今回、町議会議員選挙におきましては、臨時的に選管事務局長をさせていただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

これも公職選挙法で決まったビラとはがきの枚数でございまして、確かにやはり候補者の政策等を有権者に知らしめるということにおきましては、やはり立候補者の観点からしたら枚数的にはやっぱり少ないのかなという思いは持っております。ただ、これは公職選挙法の規定のとおりということでございますので、それだけちょっと御理解いただきたいと思っております。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 法律で決まってるからしょうがないだろうというような、つけんどんな対応でございましたが、選管で投票率を上げるんだったら、もう少しフリーな言論を保証するような申入れもしていただけたらというふうに思います。

選挙後に通報があったという件については、何ら問題のない行為でございまして、承服できません。

学校給食費の無償化について申し上げたいと思います。先日、文部科学省が全国の自治体に調査をされまして、1,794自治体対象で、小学校、中学校とも完全な無償化は547自治体、30.

5%が給食の無償化をしていると。これは県を通じてやったものではなくて、何か直接やってみたいですね。それで、広陵町も回答されたんだろうと思います。県内では、交付税を使って無償化をしているのが15自治体、それから自主財源を使ってやっているのが11自治体、奈良県は39自治体ありますので、そのうち26自治体が無償化をしているということなんですね。それで広陵町ではどうしますかということをお尋ねしたわけです。先日の宇陀市の市長選挙で、当選された方にマスコミが、「市長、おめでとうございます。この期に何をされますか」と聞いたら、「学校給食の無償化をやりたい」と、ストレートに答えておられました。だから世の中の流れと言えば流れなんですけれども、教育費が高騰していて、大学なんかでも授業料もさらに上げたいというようなことまであるわけですから、子供の少子化云々を言っているときには、子供にかかる教育費がやっぱり具体的に応援をしていただけないということにならないと、少子化を克服するのはなかなか難しいだろうと思っております。39か月、小学校の給食費400円引上げの実施を先送りをしている自治体でございますので、そういう意味では努力をしているというふうに言われるのかもしれませんが、これは町の蓄えを使ってでも、やっぱり考えたいというぐらいの答弁はいただけないでしょうか。

○議長（谷 禎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

八尾議員のほうから財政調整基金、それを利用して無償化したらどうやという御意見をいただいております。町長の答弁でもやはりこの財政調整基金の趣旨、目的といいますのは、答弁の中にもありましたとおり、やはり災害時のときに貯えておかなければならないものと認識しておりますので、また広陵町との類似団体と比較しましても、やはり本町の財政調整基金、特定目的基金とかございませぬけれども、やはり類似団体と比べてもまだちょっと低いという基準で判断しておりますので、その辺はちょっと御理解いただきたいと思っております。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 18億円か19億円の貯えについては、担当者の総務課長さんはたしかさほど気にすることでもないけれどもちょっと十分とは言えないというような苦しそうな答弁をしておられました。どこの自治体でもよく似た状況だと思いますけど、子供たちのことを考えて、何から優先していくべきなのかということをもうちょっと見据えて判断をしていただけたらというふうに要望をしておきます。よろしくをお願いします。

3番目でございます。個人情報保護のことでございます。

これ、自衛隊法や施行令には個人情報保護の規定がないということが答弁でありました。じゃあ、なぜ、できるんですかということになりますね。2021年2月の防衛省、総務省から各自治体に対して通知があります。募集対象者の住民基本台帳の一部の写しを自衛隊に提出するように求める通知は、地方自治法245条の4の1項に基づく技術的助言、技術的助言です。あくまで助言でございます。同法247条の3項では、助言等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと規定をされております。だから、自衛隊法に決められているからとか、住民基本台帳法に決められているから自衛隊がどんな組織であるのかということだけをもって、個人情報保護を論ずるといふのは、いささか不見識ではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 禎一君） 奥田住民環境部長！

○住民環境部長（奥田育裕君） 個人情報保護との関係で御答弁をさせていただきますと、まず今回の規定というのは、個人情報保護法の69条に関係する部分だと考えております。これは、69条と申しますのは、原則として、個人情報は利用目的以外の目的で、そのための利用、また提供を禁止するというのが原則でございます。ただ、その例外的に利用目的以外の目的のために利用、または提供が認められる場合についてを規定しておりまして、その69条の第1項のほうに行政機関の長と法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、また提供してはならないというふうに定められております。こちらの解釈につきまして、個人情報保護法第69条の第1項の規定でございますけれども、この法令に基づく場合というのが、この自衛隊法の施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、個人情報保護法の第69条の第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が個人情報保護委員会からも示されております。その場合には、本人の同意が必要ないということでございますので、私どもとしては、その見解、また実際に利用、または提供することの適宜につきましては、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断すべきものとされておりますので、そういった趣旨を尊重して本町といたしまして、今後も適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 憲法13条で、幸せに生活できる権利というのがあるんです。これで最近では4個の権利が指定されていると。肖像権、名誉権、自己決定権、それからプライバシー権、個人のプライバシーの権利をみだりに広められるということは、個人の幸せになりませんよということが判例でも明らかになっているわけです。だから、これをいろいろ自衛隊の組織だとか、あるいは個人情報保護法だとかいうことでやりくりをして、あたかも合法的な手続であるかのように述べられましたけれども、この基本的な考え方には沿わないというふうに思っております。

奈良市で高校3年生が自分の個人情報が奈良市から自衛隊に提供されたことについて不利益があったということで裁判が始まります。7月2日に奈良地裁で始まります。これまででしたら直接関係はないけれども、関係者ということで裁判を起こして、門外で駄目だというふうになったんですけど、今回は当事者ですね。この方が言うておられるのをちょっと読みますね。「自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。しかし、その後よく考えてみると、自分の個人情報が自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。全国で自分と同じような年齢の若者の個人情報が自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるならという気持ちで原告になることを決意しました。」と、こういうことを言うておられます。

実際に提供したときには、高校生で未成年者ですね。リクルート活動なんかについても個人の家にいったらいかんとか、学校に行くときには学校長の了解の下に行くだとかいろんな制限がかかっているわけですがけれども、そういうふうな慎重な対応が求められるし、それから何分にも自分の情報が自分の分と言っていないのに出されるなんていうことになったら、そんなんおかしいって言うに決まっていますやんか。これは考え方を改めてもらわないかん。どうですか。

○議長（谷 禎一君） 奥田住民環境部長！

○住民環境部長（奥田育裕君） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、本提供に係る事務が法令上認められておるという中で、その考え方を今のところ変更するつもりはございません。本町から提供いたしました個人情報が自衛隊のほうで適切に利用されるということを今後は、また一層その辺りの配慮もしながら、個人情報の保護を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） ただいまの答弁では理解できないことだけ通知しておきます。

4番目に行きます。

中央公民館の話でございます。令和5年の6月議会、去年の6月議会で、町長はこんな答弁をしております。「1万人署名というのは非常に重いものがあるというのは、何度も申し上げているとおりでございます。私は、最初は今の公民館を大修理をして、快適に使っていただくために整備をしようということを提案をさせていただいておりましたが、建て替えでないと駄目ということから、1万人署名を集められて、請願もされて、議会でも採択された。私は、もともと改修をして快適に使っていただきたいということで、何度も議会にも提案をさせていただきましたが、議会のほうは、それでは駄目だという方向で条例化して審議会ができて、答申が出たわけでございます。」と、こういう答弁をしておられるわけでございます。

困ったねと、自分の思いどおりに議会もならなくて困っちゃったねということなんですが、このあり方の検討委員会の中で建物のことについては、令和4年2月22日に全員協議会の資料で施設、設備のイメージというので、エントランスや会議室、和室、音楽室、それから調理実習室、展示ギャラリー、カフェコーナー、事務所、その他ということで、具体的にどんな部屋が確保されるべきであるのかということについては、報告があるわけです。町長が議会で答弁したことと、それから審議会が方針を出したということについては、やっぱり一致をさせていただくと困るし、1回政治家が、「うん」と言うたんだから、自分の任期中にめどをつけるというふうに言っておきながら、いまだにめどがついていないということなんだから、具体的に検討されるべきだと思うんですね。

それで、このところで、社会教育施設をどういうふうにするのかという意味では、これまで積み上げた町内の住民の団体の方々の取組や、それから公民館の職員の方の尽力、それから建物そのものに対して社会教育としての値打ちがあるということのやっぱり評価の上に立って、この間の5月31日の報告については、率直に言って私、貸館を管理するような感覚に間違って陥りそうになりますね。建物を整えたらいいのではないかというような発想の報告になっております。実際には、そこで仕事をする人たちがやっぱり住民の自治だとか、それから多様性の原則だとか、それからまちづくりに参画するための知識だとか、考え方だとか、いろんなことを学ぶために、中央公民館というのが活躍してきたわけでございまして、建物そのものの機能をあちこちに移転させて帳尻を合わせるというようなことにはならないのじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 禎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 経過は、先ほど八尾議員が説明していただいたとおりでございます。私の任期中にめどを立てるということを申し上げておりますので、私の任期はあと残り1年でございます。そのために、先日、東洋大学に委託しておりました様々なシミュレーションに基づいて、出てきた案を議会のほうに提案をさせていただいております。三つの案ですので、どれを選ぶかという

相談をこれから議会のほうともさせていただきたいというふうに思います。

私としては、第3案の複合化、はしお元気村を含めた役場庁舎とグリーンパレスとさわやかホールを有機的に結合した施設を新築をするという案との第3案でございます。ここには、夢のある施設づくり、公民館機能はもちろんでございますが、それ以外の機能も付加して、多くの町民が集える施設づくりをしてはどうかという提案でございます。限られた財源の中で、やはり民間の活力も生かしながら、施設整備を進めていこうという案でございます。ただ、議員さんにもそれぞれ思いが個々おありかと思えますし、この1万人署名を集めていただいた方々にも思いはたくさんあるかと思えます。そういった情報をしっかり整理をしながら答えを出していくということでございます。今まだ設計をしている段階ではございません。基本方針をお示しをしておりますので、1・2・3のどれを選ぶかによって、具体的な手順に入っていきたい。その中では、いろいろな声も聞きながら、整備を進めていくということになるかと思えます。ただ、私の任期1年で、それを実現するのは無理でございますので、今、方針を決めて、手順を確定をさせた上で進めていくということで、担当が動けるようにしていただければなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） めどをつけるといっても難しいというお話でしたが、これは、1万人の署名や、それから議会の請願を採択をしたと。それから自分の任期中にめどをつけるというのは、政治家としての山村吉由さんの議会での公約なんですって、約束なんですよ。だからこれ守ってもらわ以外にないんですね。そのことをきちんとしてもらいたい。だから途中で建て替え自体を諦めて、他の施設との統合だとかというような言い方で、あたかも建て替え自体が成り立つような、言ってみれば詭弁のような言い方というのはもうやめにしてもらいたい。今度の提案については、長いこと公民館の建て替えについて尽力された建て替えを実現する会の皆さんにも大変失礼な答申でございまして、問題があると。だから、これはもう撤回してもらわしかない。それから謝罪をしてもらいたい。いかがですか。

○議長（谷 禎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私は、公民館を建て替えるという公約をしたわけではございません。公民館の整備について要望していただいた皆さん方と話し合いをする中で、進め方を決め、議会にもその旨申し上げてきたわけでございます。一緒になってまちづくりを進めていこうという方針でございますので、今後も任期は残りは1年でございますが、しっかり話し合いをさせていただいて、結論を導くというのが私の仕事というふうに思っております。時間は限られておりますが、方針をまとめるのに議会のほうでもしっかり議論をお願いしたいと思います。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 令和3年の所信表明のことでもこのことについては町長はコメントをしておるということだけ指摘をしておきましょうか。

それで、令和3年の7月議会では、中央公民館の建て替えについては、私の任期中にめどをつけたいということを言っておられるわけです。建て替えするとは言っていないというのが今の町長の説明でございましたが、めどをつけるというふうに言うのは、建て替えするということになるんじゃないですか。建て替えしないということにはならないと思えますよ。それで、機能をあちこち足したり引いたりして、これまでの面積が保証されるようなそんな言い方になりつつありますけれど

も、そんなことで本当に社会教育施設としての役割を果たすことができるのかどうかという点があるろうかと思えます。社会教育施設の意味について、私は申し上げたいのは、この公共性ですね、公共性、名称も含めて、公民館、図書館、博物館の建物、建築の持つ歴史的文化的空間とともに、地域住民と社会教育の職員がじっくりと時間をかけて醸成してきたものであって、施設自体に公共性はないというのが、東洋大学の答申でございます。だから、それは極めて悲壮なやり方です。もともとを言えば、戦前、天皇主権の時代になってたのを日本が戦争に敗れて、日本国憲法ができて、そのときにその地域に住む人たちの力、文化や芸術やいろんな話合い、それから学校を卒業してからの勉強なんかを通じて、その地域を盛り立てていこうというのが、社会教育の本質なわけですよ。だからこれは、住民が主人公の広陵町政をつくる上で極めて重要な課題だと思ってるんですね。社会教育の在り方について、評価では軽視しているというふうに言ってるけど、軽視してるんじゃないですか。

○議長（谷 禎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私は、そういうことを軽視しているというわけではございません。生涯学習が施設ありきではないというふうに思います。行政が主体的に町民の皆さんと生涯学習、生涯教育について、どのような計画を立てて進めていくかとしっかり議論をするということであって、施設がなければできないというものではないというふうに思っております。いろんな施設を有機的に結合させた上で、その目標を達成させられるというふうにも思っております。私も、公約して実現していないことがございます。歴史資料館でございます。私、1期目のときに、歴史資料館を建てますと言ったのに、いまだにできていないわけでございます。これは公約違反でございます。古文化会の皆さんにこの場をお借りして、おわびをしなければならないというふうに思います。歴史資料館は、公民館の老朽化に対応して、前任の平岡町長が図書館の前で建設してはどうかという案を出されたものでございます。時代が変わって、今はできないことになりましたけれども、やはり広陵町の歴史の中で、改めてこのことも含めて、この公民館の問題を協議をしていただければなというふうに思います。

○議長（谷 禎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 建物がなくてもできるんだというところはびっくりしましたね。建物がなくてできないことだってあるんです。私、今、手元に大阪府の熊取町のチラシを持ってまいりました。ここは、公民館が大変老朽化して、全面的な改修をしたと。それで、今年の4月にオープンしたと。それからつながっている文化ホール、これはもう老朽化して建て替えをせざるを得なかったということなんですね。様子を聞いてみましたら4万人余りのまちですけどね、熊取町というのは。それで、文化ホールの面積とかは、向こうの議員さんに聞いてみましたら、面積とかはどうですかと言ったら、これまでの面積よりも小さくするように国は言いませんでしたかと言ったら、「はっ？」とか言うんですよ。公共施設の総合管理計画は、まちが自主的に決めて総務省に報告したもので、国からどうのこうのと言われる筋合いはございませんと。ホールは350席で、従来よりも少し大きくなりましたと、おかげさんで。それから、公民館は途中で設計図なんかを住民に明らかにして、どうですかと尋ねたらいろんな人が来られて、いろんな意見が出て、紛糾もしたけれども収まるところに収まりまして、おかげでいい施設ができましたというふうに言っていただきました。お金は幾らかかったんでしょうかと言ったら、15億円だそうです。どこからどういうふうに調達したか

まで詳しくは聞いておりませんが、町の姿勢によって、首長の姿勢によって、ここらあたりはかなり大きな影響力を及ぼすところになるんじゃないかというふうに思います。あり方審議会では、近隣の三宅町とか、それから川西町とかの関連施設も見学をされて、どういうふうにお金の調達をしたのかということも研究もされた上での答申になってるわけですから、この答申は、町長が議会で公約をしているということと同時に、審議会に諮問をして答申をしてもらったんだから、これは東洋大学の報告書と比較すると、審議会の中身のほうがずっと重いですよ、そう思いませんか。

○議長（谷 禎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） どちらも大事だというふうに思っております。東洋大学の分については、審議会の答申をどう実現していくかという、一つの手段でございますので、それを並列してしっかり議論をしていただければと思います。

○議長（谷 禎一君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。